

さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護者カフェに係る事業の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「介護者カフェ」とは、高齢者の介護を行う者（以下「介護者」という。）、介護者を支援する者等が集う場所であり、介護者が、何もせずにゆったりと過ごすこと、高齢者の介護に伴う悩みや疑問を他の利用者と語り合うこと、容易に介護に関する知識を得ること等を通じて、介護者の心身の負担が軽減されることを目的とする地域の拠点をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、他の補助金を受けていない事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 介護者カフェに係る事業（以下「事業」という。）の利用者は、次に掲げる者とする。

ア 市内に住所を有する高齢者の介護を行う者

イ 介護者であって、市内に住所を有するもの

ウ ア及びイに掲げる者を支援する者

エ 市の高齢者介護支援に関心のある者

(2) 事業は、前号に掲げる者が集うことのできる場所を提供し、飲食サービス（アルコール類を除く。）を提供するものとする。

(3) 飲食サービスの提供に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関連法令を遵守し、開設前に保健所に相談すること。

(4) 事業の実施場所は、市内とし、原則として同一の場所で行うこと。

(5) 事業の実施場所の面積は、座席を10席以上備え、概ね10人程度の利用者が一度に利用しても支障がない程度の広さを有すること。

(6) 事業の実施日及び実施時間は、1週間に1日以上かつ1日に3時間以上開催すること（第10条に規定する交付決定のあった月及びやむを得ない事情により開

催できない月を除く。)

- (7) 事業を行う場所には、高齢者の介護の経験があり、介護者に対し、必要な助言等を行うことができる相談スタッフを1名以上、その他事業に必要な人員を配置すること。
- (8) 利用料については、原則無料とすること（実費相当額の飲食代を除く。）。この場合において、利用料を徴収する場合には、金額の設定に当たり、市と協議すること。
- (9) 利用者に対し高齢者の介護に関する情報の提供を行い、及び利用者相互の交流の促進を図り、利用者の増加に向けて真摯に努めること。

(禁止事項)

第4条 事業の実施に当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする行為
- (2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為
- (3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝等の営業行為

(秘密保持)

第5条 事業の実施に当たっては、事業を実施する上で知り得た利用者の個人情報を他に漏らしてはならない。

(対象者)

第6条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体
- (2) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業を行う者として不適格であると市長が認める

団体

(対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。ただし、対象者の恒常的な運営に係る経費については、対象経費と認めない。

(交付額等)

第8条 補助金の交付額は、80,000円に事業を実施する月数を乗じて得た額とする。ただし、前条に規定する対象経費の合計支出額（事業に係る寄附金、利用者からの飲食代その他の事業に係る収入があるときは、それらの収入の合計額を控除した額。以下同じ。）の2分の1の額が80,000円に事業を実施した月数を乗じて得た額未満の場合には、当該対象経費の合計支出額の2分の1の額とする。

2 前項の補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一団体への補助は、1年度につき1回とし、通算して3年度を限度とする。

(申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さいたま市介護者カフェ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) さいたま市介護者カフェ事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) さいたま市介護者カフェ事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 会則、規約又はそれに代わるもの
- (4) 構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、及び必要な条件を付し、さいたま市介護者カフェ事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付決定後、事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、さいたま市介護者カフェ事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、予算に変更のあるときは、変更後の予算を記入したさいたま市介護者カフェ事業収支予算（決算）書（様式第3号）を添付するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、さいたま市介護者カフェ事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

（調査等）

第12条 市長は、補助金に関し必要があるときは、報告を求め、調査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 交付対象者は、事業の完了日から10日以内に、さいたま市介護者カフェ事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) さいたま市介護者カフェ事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) さいたま市介護者カフェ事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 事業の効果の検証ができるもの
- (4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (5) 事業に係る現場写真、チラシ等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、当該実績報告書等の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付額を確定し、さいたま市介護者カフェ事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 交付対象者は、前条の通知書の受理後、速やかに、補助金の請求書を市長

に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を対象経費以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この告示又は第10条の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、交付対象者に対し、さいたま市介護者カフェ事業補助金交付決定取消等通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第523号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年3月25日告示第566号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和8年3月13日告示第431号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年4月1日前にさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対するこの告示による改正後のさいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱第8条第3項の規定の適用については、同項中「通算して」とあるのは、「令和8年4月1日以降の期間において通算して」とする。

別表（第7条関係）

経費区分	内容等
賃金	補助金の対象となる事業の実施（以下「対象事業実施」という。）に必要な人件費（交付対象者の維持運営に要する恒常的な人件費は対象外とする。）
報償費	補助金の対象となる事業の相談スタッフ等に支払う謝礼等
旅費	対象事業実施に伴う交通費
消耗品費	対象事業実施に必要な消耗品費（食材費を含む。）
印刷製本費	補助金の対象となる事業のパンフレット、ポスター、チラシ等の印刷代金等
光熱水費	対象事業実施に伴う電気、ガス、水道等に要する経費
通信運搬費	対象事業実施に伴う郵便、電信電話及び運搬に要する経費
手数料	対象事業実施に伴い受けた人的サービスに対して支払う経費
保険料	対象事業実施に伴う保険料（ボランティア保険料を含む。）
使用料	対象事業実施に伴う会場使用料、機器借上料等
賃借料	対象事業実施に必要不可欠であると認められる施設等の借上げに要する経費
備品購入費	対象事業実施に必要であり、かつ、事業の重要な要素となっていると認められる備品に要する経費
その他	対象経費とすることが適当であると市長が認める経費